

第 1 回 四万十町学校適正配置審議会議事録（要旨）

1. 日 時 平成20年5月28日（水） 9：30～12：30

2. 場 所 四万十町農村環境改善センター 大会議室

3. 出席委員（18名）

会 長	中平 克喜	副会長	八木 雅昭	委 員	宮崎 勇二
委 員	田向 由雄	委 員	石本 博子	委 員	宮脇 玲子
委 員	武内 一昭	委 員	山本 桓	委 員	川村 英子
委 員	北村 明三	委 員	森 幸直	委 員	勝間 慎
委 員	吉尾 之利	委 員	田植 昭彦	委 員	西尾 洋之
委 員	松岡 雅士	委 員	伊勢脇 栄子	委 員	松本 耕一

4. 欠席委員（2名）

委 員 窪田 敏宏 委 員 土居 由美

5. その他出席者

町 長 前田 哲生 副町長 甲把 英一 教育長 水間 淳一
教育委員長 宮崎 勲

6. 事務局

教育次長総括 長谷部 文男 教育次長 渡部 睦 生涯学習課長 山本 弘光
学校教育課（副課長 長谷部 卓也 主幹 長森 伸一 主幹 戸田 太郎）

7. 会次第

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 審議会委員及び事務局職員の紹介
5. 四万十町学校適正規模・適正配置の流れ
6. 四万十町学校適正配置審議会条例について
7. 会長及び副会長の選任について
8. 諮問
9. 検討項目
 - （1）審議会の情報公開等について
 - ①町広報及びホームページへの委員名簿の公表について
 - ②議事録の調整方法及び公開について
 - ③公開情報について
 - （2）四万十町立小中学校適正配置計画（案）について
 - （3）今後の審議内容について
10. その他
 - （1）次回の日程等について
 - （2）その他
11. 閉会

8. 議事の概要

1. 開 会

○次長総括より開会のあいさつ

2. 町長あいさつ

現在、小学校数は18校で児童数は989名、中学校数は6校で生徒数505名であり、20年前と比較すると児童数で56%、生徒数では49%まで激減している。すでに過小規模校ができており、複式学級の編成など多様な学習機会が確保できないという課題も抱えている。

こうした課題解決をはかり、よりよい教育環境を整えることを目的に、昨年度、四万十町学校適正規模適正配置検討委員会（以下「検討委員会」。）により精力的な議論、調整をいただき、教育的な視点からの基準の設定、方針をいただいた。

この方針を踏まえ学校適正配置等推進本部によりさらに議論を重ね、適正配置計画(案)(以下「計画(案)」。)をとりまとめた。

当審議会には、町内小中学校の将来的なあり方、適正配置についてご審議いただき、この計画(案)に対する答申、建議をいただきたい。

3. 委嘱状交付

○町長より各委員へ委嘱状交付

4. 自己紹介

○事務局→執行部→委員の順番で自己紹介を行う

5. 学校適正規模・適正配置の流れについて

○資料2「学校適正規模・適正配置の進め方」について説明

6. 四万十町学校適正配置審議会条例について

○資料3「四万十町学校適正配置審議会条例」について説明

7. 会長及び副会長の選任について

○選任方法：推薦により選任

会 長－中平委員

副会長－八木委員

8. 諮問

○町長が諮問依頼文（資料4）を読み上げ、計画書（案）を添えて、会長へ渡す。

9. 検討項目

（1）審議会の情報公開等について

①町広報及びホームページへの委員名簿の公表について

【説明の概要】

- ・町広報7月号に掲載
- ・町ホームページに掲載（6月上旬）

【結論】

- ・提案どおり公表

②議事録の調整方法及び公開について

【説明の概要】

- 「詳細な議事録」の調整方法について
 - ・ 発言者や発言の詳細が分かる詳細な議事録を作成
 - ・ 次会の案内に同封して全員の確認を得る
- 「公開用議事録」の調整方法とホームページへの公開
 - ・ 確認された詳細な議事録を基に、会の概要が分かる程度にまとめる
 - ・ 発言者名は省略、発言内容は要約する
 - ・ 次々会で確認後、ホームページで公表する

【結論】

- ・ 提案どおり公開

③公開情報について

【説明の概要】

- ・ 基本的に情報を公開していく
- ・ 具体的な学校配置が分かる情報は公開しない
〈公開しない情報〉

詳細な議事録、配置計画（案）、適正配置を検討する地域名、適正配置後の学校位置及び学校数、適正配置実施年度

【検討の概要】

1)『公開情報について』

- ・ 町の情報公開条例との絡みは。
- ・ 最終判断は「情報公開審査会」の決定になるが、審議内容を全て公開すると色々な影響が考えられる。公開する情報と公開しない情報を決めておく事が審議をスムーズに進行できると考えている。
- ・ 住民に理解されるには合意形成されていく経過を公開していくことが基本。公開しない内容が住民にとって一番知りたい情報。
- ・ 審議の内容を町民に話した場合、秘密漏洩に該当するのか。
- ・ 地域にとって大きな課題。できるだけ早い段階から公開して町民も巻き込んで検討していけば、理解は得られると思う。
- ・ 以前、具体的な学校名や確定していない情報が流れたこともあった。間違えた情報が流れることについても考えていくべき。
- ・ 基本的には公開して審議していくべき。今回は具体的な学校名が出てくるので、きちんと整理して説明できるシステムをつくっておくことが必要。
校長は地域住民や保護者の思いを受けて学校経営をしている。校長としての立場と一人の教育者としての立場と、どうさび分けて発言すればいいのか悩むのではないかな。
- ・ 原則公開し経過も知らせていくことは大前提だが、公開・非公開について非常に難しい判断が必要。
- ・ 公開する情報、先延ばしする情報を会の度に確認する。多くの学校が関わっているので足並みが揃わなくなると大混乱を招く可能性がある。
- ・ それぞれの団体で検討しなくてはならない課題もあると思うので、皆が統一の理解のもとでの対応が必要。
- ・ この会は原則公開を基本としており非公開ではない。会の議事録について、皆さんの意見を詳細に記録した議事録と、概要だけまとめた公開用議事録を調整する。その公開用議事録について了解を得られた情報については当然公開すべき。検討の中で公開する情報、しない情報をその都度決めていきたい。

この会は秘密会ではないが、一定の情報制限をしないと今後の審議に影響すると思うので、公開議事録の提案をさせていただいた。

- ・この会は秘密会ではないのだから、所属している団体において良識の範囲で情報を提供して意見を徴しながら次の会に出席するという関係を作っていかなないと審議会の意味がない。
- ・組織を代表して発言するとなると一度組織へもち帰り検討しないと発言できない。組織としての意見を前提とするなら大変な時間と手間がかかる。
- ・委員の選任については、学校に関わる方々や地域の方々の意見も必要であるため、幅広い形での委員構成とした。

皆様には組織の意見を反映させるのではなく、町民代表の一個人としての意見を述べていただきたい。決してこの会を秘密会にすべきでないが、全てオープンにすると地域の方から聞かれた時に皆さんが発言しづらい状況もでてくる。よって一定情報整理をして会を運営していけば、委員方々が自由な形での発言もできると考えている。

【結論】

- ・審議会の情報は基本的に公開し、公開方法としては広報等へ委員名簿、会議内容はホームページへ公開する。
- ・ただし、今後の審議に影響を与える情報（配置の分かる内容や設置年度等）は、審議会の中で確認し公開の有無を判断する。
- ・第三者から検討内容等について質問された場合は、委員の良識の範囲で議論の内容を説明しても結構。ただし、どの委員がどう発言したかはお互いのルールで避けること。

2)『審議会の位置づけと委員の委嘱』について

- ・教育委員会は教育的観点から物事を決定し執行していく独立した機関であるのに、なぜ今回は町長から委嘱されているのか。
- ・教育行政については行政から独立した執行機関という形で運営しているが、学校の設置者は町長である。今回は学校設置に関わることなので最高責任者である町長から委嘱をさせていただいた。
- ・教育委員会は教育的観点のウエイトが大きく専門的な立場も加味しているが、地域審議会や区長会は利害や経済的な効果など総合振興計画の位置づけの中で議論されていく部分が多い。その辺の整合性はどうなるのか。
- ・子どもの教育に経済的な部分はあまり持ち込んでもらいたくない。経済ばかり考えて、子どもの教育は経済ありきで後回しになるのか。

- ・行革大綱には保育所・幼稚園・小学校・中学校の統廃合の検討という大きな項目がある。これまで保育は保育、学校は学校で議論されてきたが地域にとっては一体。保育から中学校まで考えた時に地域の中でどうあるべきかを行革大綱で決めており、その中でどうあるべきか考えていくもの。

学校教育については、一定の教育水準の維持や充実した教育施設の提供のために、適正規模の児童生徒数が確保できる小中学校の適正配置を進めるとともに、一定の適正規模が見込めない小中学校に統廃合の検討をすることになっている。この延長線上で審議会ができたと思う。

それらを踏まえて、広い意味で色々な背景があることを考えながら審議会で論議していかないと地域との関係などがずれてくる。

- ・検討委員会は教育・学習・学校運営という観点から適正規模・適正配置の基準を検討してもらい答申いただいた。それを執行部と教育委員会で計画（案）にまとめた。その段階では教育的観点・教育的見地だけではなく、学校の地域における存在意義や地域性を加味して検討しており、財政的な部分はほとんど考慮していない。

審議会では、この計画（案）の不備な点、より補強すべき点を検討いただきたい。そしてその計画が四万十町の将来を担う子どもたちにとって適切な内容であるように検討をお願いしたい。

検討にあたっては各層各界の意見を反映するため、それぞれの組織に属している方を委嘱させていただいた。発言については必ず組織を代表したものはなく、その組織の背景も踏まえながら委員個人としての意見で結構だと考えている。

- ・教育的見地だけで言うのであれば教育委員会が責任をもって果たさなければならない。この件について教育委員会はどのような決定をしているのか。
- ・学校適正規模・適正配置については合併協議の協定書にも書かれている。これまで教育委員会では検討委員会、条例の制定、審議会の開催まで審議してきて、教育委員会としての意志決定のもとで進めている。
- ・教育委員会だけでは不十分で幅広く意見を聞くために審議会を立ち上げたのであれば、教育委員会から委嘱されるべきではないか。
- ・地方自治法では学校の設置者は町長となっており、学校統廃合の権限は町長にある。それに至るまでは教育委員会が責任をもって検討を重ねて、ある時期から町長部局と合同で協議して計画（案）を策定し、今回皆様に審議をお願いしたという経過となっている。
- ・施設整備は一般行政サイドが教育委員会の決定に基づいて整備を進めていく。教育の理念に関わる中身の問題が最初から諮問されているのはおかしい。
- ・教育的観点と言っても学力を重視する場合と人格形成を重視する場合とでも議論が分かれる。経済的な問題を抜きにして、教育的な見地から議論するのなら、ある程度教育的な知識も必要だし、教育的見地が重要であれば教育委員会がすべきではないか。
- ・経済的な効果など色々な面を配慮して総合的に判断するのなら、総合振興計画の中へ一定反映させていく内容とし、審議会が教育的見地もある程度加味しながら望ましい姿を出していくことになる。
- ・本来は教育委員会が教育的見地から決定したことを、それに基づいて行政側が実施していくのが原則。教育委員会が教育的見地から結論を出して、この計画（案）を策定したという経過を我々に理解させてもらわないと、この会の性格がはっきりしない。
- ・教育委員会が適正規模・適正配置計画を決定する段階においては国の基準がある。しかしその基準にあてはめると学校数は極限となるため、地域における学校の重要性や必要性を十分勘案して、独自の基準を決定してもらった。それでも最終的に統廃合も免れないため、設置者である町長部局で推進本部を設置し、これまで検討を重ねてきた。審議会には、教育的視点も踏まえながら四万十町としての適正配置についてご検討いただきたい。
委員は各団体から推薦してもらっているが、地域や学校のこともよく分かっているので、そこを踏まえてご意見をいただきたい。今回の計画は教育的視点を重視して作り上げているが、もう一歩先の議論をお願いしたい。

【結論】

審議会の位置づけと町長委嘱については、適正規模・適正配置の経過を整理して明確にする。

（２）四万十町立小中学校適正配置計画（案）について

【説明の概要】

- ・資料５－１ 計画（案）の構成、現行制度、小中学校の現状と課題、検討委員会の答申を説明
- ・配置計画については次の会で説明

（３）今後の審議内容について

【説明の概要】

- ・計画（案）の配置計画の項目毎に審議
- ・審議回数は、最短で５回を予定
- ・審議内容によっては延長もあるが、その場合は審議回数を増やす

【審議の概要】

- ・適正規模・適正配置の基本的な考え方について、地域分けのいきさつがわかる資料があれば提示してほしい。
- ・町総合振興計画で11地区に区分されている。これを元に学校適正配置を検討する上での地域分けをしているが、他に分かる資料があれば提示させていただく。

10. その他

(1) 次回の日程等について

【説明の概要】

- ・8月上旬の答申を目標に審議を5～6回行う。→2週間に1回の開催
- ・次回は、6月13日、開催予定（以降、第2、第4木曜を予定）
- ・開会時間は、午後6時30分～2時間程度
- ・開催場所は、大正総合支所

(2) その他

なし

閉 会